



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（障害保健福祉課）…………… 8
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則等の一部を改正する等の規則（障害保健福祉課）…………… 16
- 沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則（医務課）…………… 19
- 沖縄県立浦添看護学校学則を廃止する規則（医務課）…………… 20

### 訓 令

- 沖縄県消防学校舎監設置規程の一部を改正する訓令（防災危機管理課）…………… 20
- 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課）…………… 21
- 児童虐待対応協力員設置規程等の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 21
- 待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 22
- 認可外保育施設専門指導員設置規程を廃止する訓令（青少年・児童家庭課）…………… 22
- 沖縄県立看護大学包括的看護補助嘱託員設置規程（医務課）…………… 22
- 沖縄県立看護大学島しょ・へき地看護補助嘱託員設置規程（医務課）…………… 24
- 沖縄県立浦添看護学校嘱託員設置規程を廃止する訓令（医務課）…………… 25
- 農地調整事務嘱託員設置規程（農政経済課）…………… 25

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 26

### 災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 32

### 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 32

## 規 則

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第17号

#### 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「指定居宅サービス事業所」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同条中「、第72条第1項ただし書及び第115条の10」を「及び第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）」に改める。

第4条中「第140条の19第1項」を「第140条の22第1項」に改める。

第9条の2中「第70条の2第1項」の次に「（法第115条の11において準用する場合を含む。）」を加え、「、第107条の2第1項及び第115条の10」を「及び第107条の2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定特定施設入居者生活介護の指定の変更申請）

第9条の3 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（第11号様式）により行うものとする。

第10条第1項中「第93条」の次に「、第104条の2」を加え、「第115条の9の規定」を「第115条の10の規定」に、「法第78条各号、第85条各号、第93条各号、第115条各号及び第115条の9各号の措置に係る事業所又は施設に関し、次に掲げる事項」を「省令第131条の2、第133条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2及び第140条の23各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 事業所又は施設の名称及び所在地

第11条第1項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同項第2号中「指定」を「指定年月日」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 指定更新年月日又は許可更新年月日

第11条第1項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 事業所若しくは施設の指定若しくは開設許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

(3) 介護保険事業所番号

第11条第2項中「第71条本文及び第72条本文」を「第71条第1項本文及び第72条第1項本文（第115条の11において準用する場合を含む。）」に改める。

第1号様式中

介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)	を
医療機関コード等			
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)	に改
医療機関コード等			

め、同様式備考8中「介護給付費」を「介護給付」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
開設者（所在地）  
氏 名  
（名称及び代表者氏名） 印

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

名称	
----	--

開設者	施設の種別				
	所在地				
	医療機関コード又は 介護保険事業所番号				
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
管理者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
申出に係るサービスの種類	指定を不要とするサービスについて、「申出」欄に○を記入してください。				
	サービスの種類				申出
	1	訪問看護			
	2	介護予防訪問看護			
	3	訪問リハビリテーション			
	4	介護予防訪問リハビリテーション			
	5	居宅療養管理指導			
	6	介護予防居宅療養管理指導			
	7	通所リハビリテーション			
	8	介護予防通所リハビリテーション			
	9	短期入所療養介護			
10	介護予防短期入所療養介護				

備考1 この申出書は、介護保険法第71条第1項ただし書、第72条第1項ただし書及び第115条の11の規定による申出書です。

2 「施設の種別」欄は、病院、診療所、薬局、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の別を記入してください。

3 薬局については、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のみが対象となります。

第3号様式中

「

介護保険事業 者番号																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を「

介護保険事業所 番号																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、

「

主たる事務所の所在地 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）
---

」を

「

事業（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地 代表（開設）者の氏名、生年月日、住所及び職名 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る。）
--

」に、

「

協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関
---------------------

」を

「

協力医療機関（病院）及び協力歯科医療機関
----------------------

」に、

「事業実施形態  
 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の  
 単独型・空床利用型・併設型の別)」

を

「事業実施形態  
 (単独型、本体施設が特別養護老人ホーム  
 の場合の空床利用型、併設型の別)」

に、

「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等  
 との連携・支援体制  
 福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)」

を

「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等  
 との連携及び支援体制  
 福祉用具の保管及び消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)」

に改め、同様式備考2中「分かる」を「わか

る」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第4条関係)

廃止、休止又は再開届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
 開設者 (所在地)  
 氏 名  
 (名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業の廃止 (休止、再開) に関し下記のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号									
廃止 (休止) しようとする事業所又は再開した事業所	名称									
	所在地									
サービスの種類										
廃止、休止、再開の別	1	廃止								
	2	休止								
	3	再開								
廃止 (休止) しようとする年月日又は再開した年月日	年	月	日							
廃止 (休止) しようとする理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 (廃止し、又は休止しようとする場合のみ)										

休止予定期間	休止日 ～ 年 月 日
--------	-------------

備考1 「廃止、休止、再開の別」欄については、該当項目番号に○を付してください。

2 事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

3 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第5号様式中 「介護保険事業者番号」 [ ] を

「介護保険事業所番号」 [ ] に、

「名称」 [ ] を  
「所在地」 [ ]

「名称」 [ ] に改める。  
「所在地」 [ ]

第6号様式中 「住所」開設者(所在地)氏名(名称及び代表者氏名)印  
「所在地」開設者名称代表者氏名印

「介護保険事業者番号」 [ ] を

「介護保険事業所番号」 [ ] に、

1	敷地面積
2	建物構造
3	施設の共用の場合の利用計画
4	運営規程(職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)
5	協力病院の変更

を

1	敷地面積
2	建物構造
3	施設の共用の場合の利用計画
4	運営規程(職種・員数・職務内容及び入所定員の増加に関する部分に限る。)
5	協力病院の変更

に改め、同様式

備考2中「分かる」を「わかる」に改める。

第7号様式及び第8号様式中 「住所」開設者(所在地)氏名(名称及び代表者氏名)印

「開設者所在地名称代表者氏名」印、「介護保険事業者番号」 [ ] を

「介護保険事業所番号」 [ ] に改める。

第9号様式中 「介護保険事業者番号」 [ ] を

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。」

第10号様式を次のように改める。

**第10号様式（第9条の2関係）**

受付番号	
------	--

指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）  
 指定（許可）更新申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	
-------------	--

申 請 者	フリガナ 名 称	-----			
	主たる事務所の 所在地	（郵便番号                     ） 県                 郡市 （ビルの名称等）			
	申請者連絡先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種類別			法人所轄庁	
	代表者の職名、氏 名及び生年月日	職 名		フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	（郵便番号                     ） 県                 郡市 （ビルの名称等）			
	事 業 所	フリガナ 名 称	-----		
事務所等 の所在地		（郵便番号                     ） 県                 郡市 （ビルの名称等）			
事務所連絡先		電話番号		F A X 番号	
当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
フリガナ 名 称		-----			
所在地		（郵便番号                     ） 県                 郡市 （ビルの名称等）			
連絡先	電話番号		F A X 番号		
管理者の氏名、生年 月日及び住所	フリガナ 氏名		生年月日	住所	
事業等の種類					
事業開始年月日			年 月 日		
現に受けている指定（許可）の有効期間満了日			年 月 日		

役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号（※）に該当しないことを誓約する書面	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及び登録番号	別添のとおり
介護保険事業所番号	
医療機関コード等	

備考1 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。

- 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。
- 3 ※ サービスの種別により根拠条文が異なります。

指定居宅サービス事業所	法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号
指定居宅介護支援事業所	法第79条の2第4項で準用する法第79条第2項各号
指定介護老人福祉施設	法第86条の2第4項で準用する法第86条第2項各号
介護老人保健施設	法第94条の2第4項で準用する法第94条第3項各号
介護療養型医療施設	法第107条の2第4項で準用する法第107条第3項各号
指定介護予防サービス事業所	法第115条の11により準用される法第115条の2第2項各号

第10号様式の次に次の1様式を加える。

**第11号様式（第9条の3関係）**

指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

次のとおり指定の変更を申請します。

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者	フリガナ 名 称	-----																		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)																		
	申請者連絡先	電話番号											FAX番号							
	代表者の職名、氏 名及び生年月日	職 名											フリガナ 氏 名							生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)																		
	事業所等の所在地	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)																		
利用者の推定数 (要介護者及び要 支援者のそれぞれ に係る推定数を明 示するものとする。)																				
	要介護者											要支援者								
利用者の定員	(変更前)										(変更後)									

変更予定年月日	年 月 日
---------	-------

備考 以下の書類を添付してください。

- (1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- (2) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の場合にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第191条第1項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第18号**

**児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定又は指定の更新の申請等）

**第2条** 法第21条の5の15第1項若しくは第24条の9第1項の規定による指定の申請又は法第21条の5の16第1項若しくは第24条の10第1項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定（指定更新）申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を受け、又は指定の更新を受けた事業者又は施設の設置者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（市町村等への情報提供）

**第3条** 知事は、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定又は指定の更新をしたときは、法の施行に必要な限度において、市町村その他の団体に対して、当該指定に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 当該事業者又は当該施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該事業者の事業所の名称及び所在地又は当該施設の名称及び設置の場所
- (3) 指定した年月日
- (4) 障害児通所支援の種類
- (5) 事業所番号
- (6) 事業を開始する年月日
- (7) 事業所又は施設の運営規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第21条の5の19及び第24条の13の規定による届出の受理又は法第21条の5の23第1項及び第24条の17の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときについて準用する。この場合において、前項第3号中「指定した年月日」とあるのは、「指定若しくは指定の取消



しをした年月日又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した年月日及び期間」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、知事は、法第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出の受理又は法第24条の17の規定による指定の取消しをしたときは、法の施行に必要な限度において、他の都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。）に対して、当該事業者又は当該施設の設置者の代表者及びその役員等（法第21条の5の15第2項第4号（法第24条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する役員等をいう。）の氏名、生年月日及び住所の情報を提供することができる。（変更の届出等）

**第4条** 法第21条の5の19及び第24条の13の規定による届出は、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（第2号様式）により、それ以外の事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。（指定の辞退）

**第5条** 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（第4号様式）により行うものとする。（公示）

**第6条** 法第21条の5の24及び第24条の18の規定による公示は、同条各号に規定する措置に係る事業者又は施設の設置者に関し、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該事業者又は当該施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該事業者の事業所の名称及び所在地又は当該施設の名称及び設置の場所
- (3) 指定、廃止、辞退又は取消しの年月日
- (4) 指定障害児通所支援の種類
- (5) 事業所番号

（事業の開始等の届出）

**第7条** 法第34条の3第2項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届出書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届出書（第6号様式）により行うものとする。

3 法第34条の3第4項の規定による届出は、障害児通所支援事業等廃止・休止届出書（第7号様式）により行うものとする。

（補則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**第1号様式**（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定障害児通所支援事業者

指定（指定更新）申請書

指定障害児入所施設

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地  
 （設置者） 名称  
 代 表 者

印

児童福祉法に規定する障害児（通所・入所）支援に係る指定（指定更新）を受けたいので、下記のとおり

り、関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号			
申請者 （設置者）	フリガナ	-----			
	名 称	-----			
	主たる事務所の所在地	（郵便番号		—	）
	法人である場合 その種別	県		郡・市	
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	
	代表者の職・ 氏名	フリガナ 職 名	-----	フリガナ 氏 名	-----
	代表者の住所	（郵便番号		—	）
	県		郡・市		
指定 （指定更新） を受けようとする 事業所（施設） の種類	フリガナ	-----			
	名 称	-----			
	事業所（施設） の所在地	（郵便番号		—	）
		県		郡・市	
	事業等の種類	指定申請する事業等の事業開始年月日		様式	
	同一所在地において行う事業等の種類	事業所番号			

- 備考 1 「受付番号」「事業所（施設）所在地市町村番号」欄には、記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

第2号様式（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
事 業 者 (所 在 地)  
氏 名 印  
(名称及び代表者氏名)

事業の廃止（休止、再開）に関し、次のとおり届け出ます。

	事業所番号														
廃止（休止）しようとする事業又は再開した事業	名称														
	所在地														
廃止（休止）しようとする年月日又は再開した年月日	年 月 日														
廃止（休止）しようとする理由															
現に指定障害児通所支援又は指定障害児入所支援を受けている者に対する措置（廃止し、又は休止しようとする場合のみ）															
休止予定期間	休止日 ～ 年 月 日														

備考1 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の1月前までに、休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届け出てください。

2 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

第3号様式（第4条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
事 業 者 (所 在 地)  
(設 置 者) 氏 名 印  
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		事業所番号									
指定内容を変更した事業所（施設）	名 称										
	所 在 地										
	支 援 の 種 類										
変更があった事項						変更の内容					
1	事業所（施設）の名称					(変更前)					
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）										
3	申請者（設置者）の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名生年月日及び住所及び職名										
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）										
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること										
8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要										
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び職名										
10	事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名										
11	運営規程										
12	障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項										
13	役員（代表者）の氏名、生年月日及び住所										
変更年月日						年 月 日					

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第4号様式（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
 設 置 者 (所 在 地)  
 氏 名  
 (名称及び代表者氏名) 印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

		事業所番号									
指定を辞退する施設		名 称 ----- 所 在 地									
指定を受けた年月日		年 月 日									
指定を辞退する年月日		年 月 日									
指定を辞退する理由											
現に施設に入所している者に対する措置											

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

第5号様式（第7条関係）

障害児通所支援事業等開始届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
届 出 者 (所 在 地)  
(法 人) 氏 名 称  
(名 称) 印

障害児通所支援事業  
次のとおり を開始しますので、届け出ます。  
障害児相談支援事業

1 事業の種類		
2 事業の内容		
3 経営者の氏名（名称）		
4 経営者の住所（所在地）		
5 事業開始に係る条例 定款その他の基本約款	別添のとおり	
6 職員の定数及び職務の内容		
職 種	職 務 の 内 容	定 数 (人)

7 主な職員の氏名及び経歴		
職 種	氏 名	経 歴
8 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）		
9 児童発達支援センターにおいて障害児通所支援事業を行う場合、当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び利用定員		
名称		
所在地		
利用定員		
10 事業開始予定年月日		
11 収支予算書及び事業計画書 別添のとおり (インターネットで閲覧が可能な場合 ホームページアドレス： )		

第6号様式（第7条関係）

障害児通所支援事業等変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届 出 者 (所 在 地)  
(法 人) 氏 名 印  
(名 称)

次のとおり、届け出た内容を変更したので、届け出ます。

変更があった事項	変更の内容
1 事業の種類	(変更前)
2 事業の内容	
3 経営者の氏名 (名称)	

4 経営者の住所（所在地）	(変更後)	
5 事業に係る条例、定款その他の基本約款		
6 職員の定数及び職務の内容		
7 主な職員の氏名及び経歴		
8 事業を行おうとする区域		
9 児童発達支援センターにおいて障害児通所支援事業を行う場合、当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び利用定員		
10 事業開始の予定年月日		
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から1月以内に届け出てください。

第7号様式（第7条関係）

障害児通所支援事業等廃止・休止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
届 出 者 (所 在 地)  
(法 人) 氏 名  
(名 称) 印

障害児通所支援事業  
 次のとおり 障害児相談支援事業 を廃止・休止しますので、届け出ます。

1 廃止・休止しようとする年月日	年 月 日
2 廃止・休止する理由	

3 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
4 休止予定期間	休 止 日 ～ 年 月 日

備考 「廃止・休止」のうち該当するものに○を付してください。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第19号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年沖縄県規則第48号)の一部を次のように改正する。

題名中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

第1条中「(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)」及び「(同項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)」を削り、「指定相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

第2条第1項中「(法第40条において準用する場合を含む。)」及び第38条第1項の規定による指定を「、第38条第1項及び第51条の19第1項の規定による指定の申請」に改め、「第41条第1項」の次に「及び第51条の21第1項」を加え、「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定相談支援事業所指定(指定変更・指定更新)申請書」を「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(指定変更・指定更新)申請書」に改め、同条第2項中「又は指定相談支援事業者」を「、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者」に改める。

第3条第1項中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改め、同項第4号中「指定障害福祉サービス」の次に「又は指定地域相談支援」を加え、同条第2項中「第46条」の次に「並びに第51条の25第1項及び第2項」を、「含む。)」の次に「及び第51条の29第1項」を加え、同条第3項中「第46条第1項」を「第46条第2項及び第51条の25第2項」に、「同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」を「同条第3項において準用する場合を含む。)」及び第51条の29第1項に、「第40条」を「第51条の19第2項」に改める。

第4条中「第46条」の次に「並びに第51条の25第1項及び第2号」を加え、「第34条の28第1項」を「第34条の58第1項」に改める。

第6条中「第51条」の次に「又は第51条の30第1項」を加え、「同条各号に規定する措置に係る事業者又は施設に関し、」を削り、同条第4号中「指定障害福祉サービス」の次に「又は指定地域相談支援」を加える。

第8条中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

「指定障害福祉サービス事業所

第1号様式中 指定障害者支援施設 指定(指定変更・指定更新)申請書 を  
指定相談支援事業所 」



「指定障害福祉サービス事業所

指定障害者支援施設

指定（指定変更・指定更新）申請書 に、「指定相談支援事業所）」を

指定一般相談支援事業所

「指定一般相談支援事業所）」に、

指  
事  
定  
業  
相  
所  
談  
支  
援

を

指  
支  
定  
援  
一  
事  
般  
業  
相  
所  
談

に改める。

第2号様式中

5	代表者の氏名及び住所
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
11	主たる対象者
12	運営規程
13	介護給付費等（施設訓練等支援費）の請求に関する事項
14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要

5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
6	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
10	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
11	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴
12	主たる対象者
13	運営規程（定員変更を含む。）
14	介護給付費等の請求に関する事項
15	役員の氏名、生年月日及び住所
16	事業所の種別（併設型・空床型の別）
17	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
19	関係機関との連携体制及び支援体制の概要
20	連携する公共職業安定所その他関係機関（提携就労支援機関）の名称

改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
事 業 者（所在地）

氏 名  
（名称及び代表者氏名）

印

事業の廃止（休止、再開）に関し、次のとおり届け出ます。

	事業所番号												
廃止（休止）しようとする事業又は再開した事業	名称												
	所在地												
廃止（休止）しようとする年月日又は再開した年月日	年      月      日												
廃止（休止）しようとする理由													
現に指定障害福祉サービス及び指定地域相談支援を受けている者に対する措置（廃止し、又は休止しようとする場合のみ）													
休止予定期間	休止日    ~    年    月    日												

注1 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の1月前までに、休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届け出てください。

2 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

「障害福祉サービス事業 相談支援事業 第5号様式中 移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業	「障害福祉サービス事業 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 を 移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業
---	--

に改める。

第6号様式中

9 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び入所定員	（変更後）
---	-------

を

<p>9 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合に限る。）、所在地及び入所定員</p>	<p>（変更後）</p>
<p>10 事業開始の予定年月日</p>	

に

改める。

<p>第7号様式中</p>	<p>「障害福祉サービス事業 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業」</p>	<p>「障害福祉サービス事業 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業」</p>
---------------	--	--

に改める。

（身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止）

第2条 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年沖縄県規則第52号）は、廃止する。

（知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止）

第3条 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年沖縄県規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第20号

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専門関連科目の項中

「身体活動論	1	」を
「身体活動論 身体活動論演習	1	」に改める。

別表第2 コア科目の項中

「助産診断・技術学演習	2	」を
「助産診断・技術学演習	3	」に、
「助産管理学	1	」

助産実習	8	を
助産管理学	2	に改める。
助産実習	10	

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の沖縄県立看護大学学則の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

沖縄県立浦添看護学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第21号**

**沖縄県立浦添看護学校学則を廃止する規則**

沖縄県立浦添看護学校学則（平成21年沖縄県規則第25号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

**訓 令**

**沖縄県訓令第19号**

沖 縄 県 消 防 学 校

沖縄県消防学校舎監設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県消防学校舎監設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県消防学校舎監設置規程（平成 6年沖縄県訓令第 3号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「実施するため、」の次に「学校に」を加える。

第 2条の見出しを「身分」に改め、同条第 2項及び第 3項を削る。

第 3条の見出しを「（職務）」に改める。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「訓令の施行」を「訓令に定めるもののほか、舎監」に改め、同条を第11条とする。

第 9条第 2号中「第 6条」を「第 7条」に改め、同条第 5号中「囑託する」を「委嘱の」に改め、同条を第10条とする。

第 8条を第 9条とし、第 7条を第 8条とする。

第 6条第 1項を次のように改める。

舎監は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

第 6条中第 3項を第 4項とし、第 2項を第 3項とし、第 1項の次に次の 1項を加え、同条を第 7条とする。

2 舎監は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第 5条第 1項中「舎監の」の次に「1月の」を加え、「1か月のうち」を削り、「適宜定め、本人に通知するものとする」を「別に定める」に改め、同条第 2項第 1号中「午後 5時30分」を「午後 5時15分」に、「午後 6時15分」を「午後 6時」に改め、同条を第 6条とする。

第 4条を第 5条とし、第 3条の次に次の 1項を加える。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 舎監は、知事が委嘱する。

2 舎監の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、知事公室秘書課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

別紙様式中「別紙様式」を「別紙様式(第9条関係)」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

#### 沖縄県訓令第20号

知 事 部 局

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令

嘱託獣医師設置規程(昭和56年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「身分証明書」を「、身分証明書」に改め、同条第4項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「環境生活部環境政策課長」に改める。

第8条を次のように改める。

(服務)

**第8条** 嘱託獣医師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託獣医師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託獣医師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託獣医師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「認めるときは、」の次に「委嘱期間内でも」を加え、同条第1号中「第8条の規定に違反し、又は」を「第5条に規定する」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第9条第3号中「適格性を欠いたとき」を「不相当と認められる行為をしたとき」に改め、同条第5号を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

**附 則**

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

#### 沖縄県訓令第21号

知 事 部 局

児童虐待対応協力員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 児童虐待対応協力員設置規程等の一部を改正する訓令

(児童虐待対応協力員設置規程の一部改正)

**第1条** 児童虐待対応協力員設置規程(平成12年沖縄県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和22年法律第261号)」を「(昭和25年法律第261号)」に改める。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「適用」を「規定の適用」に改め、「一般職の」を削る。

(里親対応専門員設置規程の一部改正)

**第2条** 里親対応専門員設置規程(平成16年沖縄県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条第3項中「適用」を「規定の適用」に改める。

(家庭児童支援員設置規程の一部改正)

**第3条** 家庭児童支援員設置規程（平成17年沖縄県訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条第2項中「適用」を「規定の適用」に改め、「一般職の」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

第8条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第8条に次の1項を加える。

4 支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

**附 則**

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

**沖縄県訓令第22号**

福 祉 保 健 部

待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部を改正する訓令**

待機児童対策特別事業指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

**第1条** 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の指導及び保育の質の向上等を一体的に行う事業を円滑に実施するため、福祉保健部青少年・児童家庭課に待機児童対策特別事業指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

第3条第1号中「（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第1項第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

**附 則**

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。ただし、第1条及び第3条第1号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第23号**

福 祉 保 健 部

認可外保育施設専門指導員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**認可外保育施設専門指導員設置規程を廃止する訓令**

認可外保育施設専門指導員設置規程（平成8年沖縄県訓令第20号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第24号**

沖 縄 県 立 看 護 大 学

沖縄県立看護大学包括的看護補助嘱託員設置規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県立看護大学包括的看護補助嘱託員設置規程

(設置)

**第1条** 専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業（以下「養成事業」という。）を円滑に実施するため、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）に包括的看護補助嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置く。

(身分)

**第2条** 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 養成事業に係るプログラム作成に関すること。
- (2) 養成事業に係る関係機関及び関係者との連絡及び調整に関すること。
- (3) 養成事業に係る管理及び運営に関すること。
- (4) 養成事業の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (5) 養成事業に関する調査並びに情報の収集及び発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する職務を行うに必要な知識及び経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

**第5条** 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 嘱託員の勤務場所は、大学とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は学長が別に定める。

(服務)

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

## 沖縄県訓令第25号

沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学島しょ・へき地看護補助嘱託員設置規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県立看護大学島しょ・へき地看護補助嘱託員設置規程

(設置)

**第1条** 島しょ・へき地看護職者研修事業（以下「研修事業」という。）を円滑に実施するため、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）に島しょ・へき地看護補助嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置く。

(身分)

**第2条** 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研修事業に係る研修計画作成に関すること。
- (2) 研修事業に係る関係機関及び関係者との連絡及び調整に関すること。
- (3) 研修事業に係る管理及び運営に関すること。
- (4) 研修事業に係る遠隔システムの管理及び運営業務に関すること。
- (5) 研修事業の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (6) 研修事業に関する調査並びに情報の収集及び発信に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する職務を行うに必要な知識及び経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

**第5条** 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 嘱託員の勤務場所は、大学とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は学長が別に定める。

(服務)

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)



**第9条** この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

---

**沖縄県訓令第26号**

福 祉 保 健 部

沖縄県立浦添看護学校嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県立浦添看護学校嘱託員設置規程を廃止する訓令**

沖縄県立浦添看護学校嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第48号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

---

**沖縄県訓令第27号**

農 林 水 産 部

農地調整事務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**農地調整事務嘱託員設置規程**

(設置)

**第1条** 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用の許可を受けた者が行う事業（農地の転用の許可に付された条件に基づく事業をいう。以下「転用事業」という。）の進捗状況を把握するため、農林水産部農政経済課に農地調整事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

**第2条** 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 嘱託員は、農林水産部農政経済課長（以下「農政経済課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 転用事業の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 転用の許可を受けた土地の現地調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農政経済課長が指示する事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 嘱託員は、前条に規定する職務を行うに必要な能力を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、農林水産部農林水産企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

**第5条** 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 嘱託員の勤務場所は、農林水産部農政経済課とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、農政経済課長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示24第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年 3月30日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃 原 仁 一

#### 第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

#### 第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ加入することができない。

(1) 法人格をもつ者であること。

(2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。

(3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営

が確保されている者であること。

- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格をもつ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項第1号から第5号までに掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

### 第3 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第3号様式）に当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類を添付して委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第4号様式）
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成25年3月31日までとする。

3 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

4 委員会は、敷設承認を受けた者が敷設承認の日から平成25年3月31日までに浮魚礁を敷設していないときは、敷設承認を取り消すものとする。

5 前項の規定による処分を受けた場合、又は敷設承認を受けた後に浮魚礁を敷設する予定がなくなった場合は、浮魚礁敷設承認証返納届（第5号様式。以下「返納届」という。）に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出する。

### 第4 承認の制限、条件等

1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付すことができる。

### 第5 浮魚礁の敷設

1 浮魚礁を敷設する者は、あらかじめ海上作業届（第6号様式）を当該浮魚礁を敷設しようとする海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

2 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

### 第6 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、電灯その他の照明（平成24年度に敷設する浮魚礁については、レーダー反射器を

含む。)を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

#### 第7 浮魚礁の流失

- 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第8号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 委員会は、敷設承認を受けた者が流失判明の日から平成25年3月31日までに浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

#### 第8 敷設の再承認

- 平成23年沖縄海区漁業調整委員会指示23第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者は、平成24年4月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 前項の申請書には、第6を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合は、浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出し、平成25年3月31日までに敷設することができる。ただし、平成24年6月に開催される委員会までに承認を受けた場合に限る。

#### 第9 敷設承認期間の延長

平成23年沖縄海区漁業調整委員会指示23第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成24年6月30日まで延長する。

#### 第10 敷設の特例

- 浮魚礁を敷設する者は、平成23年11月から平成24年3月開催の委員会において敷設承認を受けたもののうち、平成24年3月31日までに敷設を完了することができなかつたものについては、平成24年6月30日まで敷設することができる。
- 敷設者は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までに流失した浮魚礁と同じ構造のものを、平成24年6月30日まで同一の協議位置（敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置であり、かつ浮魚礁のアンカーを投下しようとする位置をいう。）に敷設することができる。
- 第5は、前2項による浮魚礁の敷設について準用する。

#### 第11 敷設に係る違反

- 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反したときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。
- 委員会は、第3の1の項、第8の1の項及び2の項並びに第10に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

#### 第12 浮魚礁の利用

- 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

#### 第13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

#### 第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

印

下記のとおり第 〇〇〇〇 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示 第 〇〇 号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

1 法人の種類及び根拠法令：  
2 構成人員の事業種類：  
3 添 付 書 類：

添付書類

- 1 法人格をもつ団体であることを証する書類
- 2 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
- 3 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- 4 添付書類の1から3までのほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

第2号様式（第3関係）

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示 第 〇〇 号に基づき申請します。

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：  
2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：  
3 浮 魚 礁 の 種 類：

---

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号：沖調U24第 〇〇 号  
2 承認期間： 年 月 日から 年 月 日まで  
3 制限又は条件：  
平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 印

- 注1 「協議位置」とは、敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置であり、かつ、浮魚礁のアンカーを投下しようとする位置をいう。
- 2 世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類を添付すること。
- 3 敷設の再承認の申請においては、位置図及び構造図の添付を省略できるものとするが、次の写真を添付すること。

- (1) 浮魚礁の浮体のある位置を表示したGPS画面
- (2) 表層型の場合は、浮魚礁に表示された敷設者と浮魚礁の名称及び標識灯とレーダー反射器（設置されている場合）
- (3) 中層型の場合は、浮体の水深を表示した魚群探知機画面

第3号様式（第3関係）

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :  
 2 敷設した位置 : 北緯 東経  
 3 共同漁業権の番号: 共同第 号  
 4 浮魚礁の種類 :  
 5 敷設した日 : 年 月 日

注 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

第4号様式（第3関係）

浮魚礁敷設に関する協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会  
所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第5号様式（第3関係）

浮魚礁敷設承認証返納届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。

記

浮魚礁の名称	返納の理由

第6号様式（第5関係）

海上作業届

年 月 日

殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。

- 1 浮魚礁の名称：
- 2 作業の種類：
- 3 作業の期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 作業場所：
- 5 安全対策：

第7号様式（第5関係）

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称           ：
- 2 敷設した日            ：     年   月   日
- 3 敷設した位置         ： 北緯            東経
- 4 GPSの測地系の種類   ：
- 5 敷設した位置の水深   ：            m
- 6 敷設したロープの長さ：            m

注 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

第8号様式（第7関係）

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称           ：
- 2 流失を確認した日     ：     年   月   日
- 3 敷設した位置         ： 北緯            東経
- 4 回収の有無            ：
- 5 流失の原因と今後の対応：

注1 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

第9号様式（第12関係）

承認旗等設定届	年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿	
所在地 名称 (代表者氏名)	印
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。	

注 承認旗等の様式を添付すること。

## 災害対策本部事項

### 沖繩県災害対策本部長訓令第1号

沖繩県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖繩県災害対策本部長

沖繩県知事 仲井眞弘多

#### 沖繩県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖繩県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖繩県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事公室部の項中 「返還問題対策班  
班長 返還問題対策課長」 を 「地域安全政策班  
班長 地域安全政策課長」 に改

める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部事項

### 沖繩県国民保護対策本部長訓令第1号

### 沖繩県緊急処理事態対策本部長訓令第1号

沖繩県国民保護対策本部及び沖繩県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖繩県国民保護対策本部長

沖繩県知事 仲井眞弘多

沖繩県緊急処理事態対策本部長

沖繩県知事 仲井眞弘多

#### 沖繩県国民保護対策本部及び沖繩県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖繩県国民保護対策本部及び沖繩県緊急処理事態対策本部運営要綱（平成19年沖繩県国民保護対策本部長訓令第1号・沖繩県緊急処理事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事公室部の項中 「返還問題対策班  
班長 返還問題対策課長」 を 「地域安全政策班  
班長 地域安全政策課長」 に改

める。



附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8